

議案第 3 号

福津市学校運営協議会規則の一部を改正することについて

福津市学校運営協議会規則（平成 18 年福津市教育委員会規則第 8 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 8 年 2 月 18 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されること等により所要の改正を行うもの。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
(令和8年2月18日福津市教育委員会規則第 号)

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福津市学校運営協議会規則(平成18年福津市教育委員会規則第8号)新旧対照表

新	旧
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 対象学校の校長は、対象学校の運営に関して、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。</p> <p><u>(2) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育課程の編成に関すること。</u></p> <p><u>(4) 組織編成に関すること。</u></p> <hr/> <p>(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 対象学校の校長は、対象学校の運営に関して、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。</p> <hr/> <p><u>(2) 教育課程の編成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 組織編成に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。</u></p> <p>(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p>

報告第2号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算（令和7年度福津市一般会計補正予算（第7号））に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

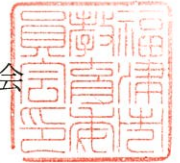
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-1号
令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-1号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・令和7年度福津市一般会計補正予算（第7号）について



7 福総第 865-1 号
令和 8 年 2 月 16 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 7 年度福津市一般会計補正予算（第 7 号）について

報告第3号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算（令和8年度福津市一般会計予算）に係る意見の申出について
臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-2号
令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について (回答)

令和8年2月16日付7福総第865-2号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和8年度福津市一般会計予算について



7 福総第 865-2 号
令和 8 年 2 月 16 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 8 年度福津市一般会計予算について

報告第4号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市武道館条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-3号
令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-3号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

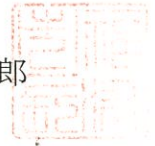
- ・福津市武道館条例を改正することについて



7 福総第 8 6 5 - 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 福津市武道館条例を改正することについて

報告第5号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市体育施設条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

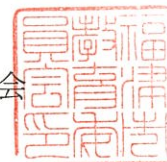
これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-4号

令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-4号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・福津市体育施設条例を改正することについて



7 福総第 8 6 5 - 4 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 福津市体育施設条例を改正することについて

報告第6号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

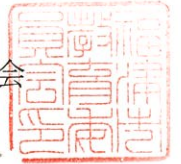
これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-5号

令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-5号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例を改正することについて



7 福総第 865-5 号
令和 8 年 2 月 16 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例を改正することについて

報告第7号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市公民館条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-6号

令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-6号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・福津市公民館条例を改正することについて



7 福総第 865-6 号
令和 8 年 2 月 16 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 福津市公民館条例を改正することについて

報告第8号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市複合文化センター条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

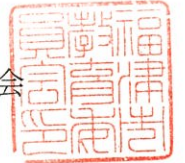
これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-7号

令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-7号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・福津市複合文化センター条例を改正することについて



7 福総第 865-7 号
令和 8 年 2 月 16 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・福津市複合文化センター条例を改正することについて

報告第9号

令和8年第3回福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（福津市立学校の施設の開放に関する条例を改正することについて）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年2月17日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年2月17日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7福教総第689-8号

令和8年2月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年2月16日付7福総第865-8号文書で照会のありました、令和8年第3回福津市議会3月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・福津市立学校の施設の開放に関する条例を改正することについて



7 福総第 8 6 5 - 8 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 3 回福津市議会 3 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 福津市立学校の施設の開放に関する条例を改正することについて

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
1月29日	木	宗像区音楽発表会	9:00	福津市中央公民館		○
		校長最終面談	13:30	教育長室		○
		宗像学校医会・第229回宗像小児科医会合同講演会	19:00	宗像医師会館 講堂		○
1月30日	金	福井市長と楽しい給食&お弁当	11:30	上西郷小学校		○
1月31日	土	福津市の新しい教育プラン策定のためのワークショップ	13:30	ふくとぴあ 健康プラザ	○	○
2月1日	日	部活動地域指導者研修に係る協定締結式	13:00	ふくとぴあ 健康プラザ		○
2月2日	月	福井市長と楽しい給食&お弁当	11:30	津屋崎小学校		○
2月5日	木	神興小学校5年生と高齢者との交流会	10:00	神興小学校		○
		福井市長と楽しい給食&お弁当	11:30	福間小学校		○
		総合教育会議	15:00	福津市立図書館 2階研修室1	○	○
2月6日	金	市校園長研修会	9:00	本館2階大会議室		○
2月9日	月	庁議	9:00	庁議室		○
2月17日	火	福岡地区不祥事防止対策推進委員会	15:30	福岡教育事務所		○
		管内教育長会議	16:00	福岡教育事務所		○
2月18日	水	令和8年福津市教育委員会第2回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
2月19日	木	宗像地区教育実践研究表彰式・教育研究所員研究発表会	13:35	宗像ユリックス	○	○
		福津市教育懇話会	18:00	本館2階大会議室		○
2月20日	金	議会開会予定	9:30	議場		○
2月24日	火	グランドデザイン報告会	13:30	ふくとぴあ	○	○
2月25日	水	庁議	9:00	庁議室		○
		福井市長と楽しい給食&お弁当	11:30	神興小学校		○
2月26日	木	光陵高校協定調印式	10:00	市長室		○
2月27日	金	議会開会予定	9:30	議場		○
		福津市立学校通学区域審議会	18:00	福津市立図書館 2階研修室1		○
3月1日	日	古賀竟成館高等学校卒業証書授与式	10:00	古賀竟成館高等学校	農崎委員	○
		市内高等学校卒業証書授与式	10:00	市内高等学校		宮原部長 石井課長
3月5日	木	令和8年福津市教育委員会第1回臨時会	17:00	福津市立図書館 2階研修室1	○	○
3月7日	土	生涯学習サークル発表会	10:00	福津市中央公民館		○
3月10日	火	総合教育会議	18:30	本館2階大会議室	○	○
3月12日	木	庁議	9:00	庁議室		○
3月13日	金	福津市立中学校卒業式	案内文書 のとおり	各中学校	○	○
3月17日	火	福津市立小学校卒業式	案内文書 のとおり	各小学校	○	○
3月18日	水	福津市立神興幼稚園卒園式	10:00	神興幼稚園	○	○
3月20日	金	福津市の新しい教育プラン策定のためのワークショップ	13:30	別館1階大ホール	○	○
3月24日	火	令和8年福津市教育委員会第3回定例会	17:00	別館1階大ホールAB	○	○
3月25日	水	庁議	9:00	庁議室		○
3月27日	金	防災会議・国民保護協議会	9:30	本館2階大会議室		○
		文化財保護審議会	10:00	庁議室		○
		宗像地区教育事務連絡協議会	13:30	宗像市役所		○
		宗像地区実践交流会第3回実行委員会	15:00	宗像市役所		○
3月31日	火	福津市教職員離任式	11:00	別館1階大ホールABCD	○	○
4月1日	水	福津市教職員赴任式	14:00	別館1階大ホールABCD	○	○

4月の教育委員会定例会は4月23日(木)9:30~の予定です。宜しくお願いします。